

# 家庭用太陽光発電からの電力買取に関する約款

2024年4月1日

株式会社リミックスポイント  
目次

I 総則

1. 適用.....	1
2. 定義.....	1
3. 単位及び端数処理.....	2
4. 本約款の変更.....	2
5. 実施細目等 .....	2

II 契約

6. 買取契約の要件.....	2
7. 買取契約の申込み .....	3
8. 買取契約の成立及び契約期間.....	3
9. 電気方式または標準周波数等 .....	4
10. 買取契約の単位.....	4
11. 買取の開始 .....	4
12. 承諾の限界 .....	4

III 買取料金の計算及び支払い

13. 買取料金.....	4
14. 料金の適用開始の時期 .....	4
15. 料金の算定期間 .....	4
16. 買取電力量の計量.....	5
17. 買取料金の支払条件等 .....	5
18. 発電側課金制度の料金その他の支払方法.....	5

IV 電力買取

19. 適正契約の保持 .....	5
20. 電力買取にともなうお客さまの協力 .....	5
21. 電力買取の停止または制限もしくは中止.....	6
22. 買取停止の解除.....	6
23. 損害賠償等 .....	6

V 買取契約の変更及び終了

24. 買取契約の変更 .....	7
25. 買取契約の終了 .....	7
26. 解約等 .....	7
27. 買取契約終了後の債権債務関係.....	8

VI 工事費負担金等相当額

28. 工事費負担金等相当額 .....	8
29. 工事費負担金相当額の申受け及び精算.....	8

## VII その他

30. 守秘義務.....	8
31. お客さまに係る個人情報の利用 .....	8
32. 反社会的勢力の排除 .....	9
33. 管轄裁判所.....	9

## I 総則

### 1. 適用

(1)この「家庭用太陽光発電からの電力買取に関する約款」(以下「本約款」といいます。)は、当社が、お客さまから、家庭用太陽光発電設備(以下「当該発電設備」といいます。)で作った電気のうち自家消費分を差し引いた余剰電力(以下「買取電力」といいます。)を買取るときの契約(以下「買取契約」といいます。)の条件を定めたものです。なお、当該発電設備は所轄の送配電事業者が維持及び運用する供給設備に電気的に接続(以下「系統連系」といいます。)しているものとし、当社は所轄の送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して買取電力を買取ります。

(2)本約款は、<別表>に定める地域に適用いたします。

(3)本約款は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項に定める認定を受けた太陽光発電設備には適用いたしません。

### 2. 定義

次の言葉は、本約款において、それぞれ次の意味で使用します。

#### (1) お客さま

家庭用太陽光発電設備により電気を発電する者をいいます。

#### (2) 太陽光発電設備

太陽光をエネルギー源として発電する設備(出力 10kW 未満)及びその付属設備をいいます。

#### (3) 所轄の送配電事業者

各送配電事業者(合併や統廃合、分社等で事業者の名称が変更となった場合は、変更後の名称に読み替えます)のうち、お客さまの太陽光発電設備と電力系統を連系する送電線を所有する会社をいいます。

#### (4) 託送供給等約款

電気事業法第18条の規定に従い、所轄の送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の認可を受けたものをいいます。

#### (5) 買取電力

当該発電設備において発電した電気のうち、お客さまが当社に供給する電力(キロワットアワー・kWh)をいいます。

#### (6) 買取電力量

当該発電設備において発電した電気のうち、お客さまが当社に供給する電力量(キロワットアワー・kWh)をいいます。

#### (7) 設備ID

当該発電設備または事業計画の認定時に当該発電設備に割り振られるIDをいいます。

(8) 発電出力 当該発電設備の定格発電出力(kW)を言い、本約款においては、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とします。ただし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値とします。

#### (9) 発電バランスングループ(発電BG)

託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応電力等を算定する対象となる単位で、当社と所轄の送配電事業者において設定するものをいいます。

#### (10) 非化石価値

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」の非化石電源比率算定時に計上できる価値及びこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値をいいます。

(11) 納電指令

当該発電設備の運用について、所轄の送配電事業者から指令することをいいます。

(12) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税、及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13) 檢針日

所轄の送配電事業者が発電場所に設置する計量器の検針を実際におこなう日または検針を行ったものとされる日をいいます。

### 3. 単位及び端数処理

本約款において、買取料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 買取電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、所轄の送配電事業者が行う検針により確定します。
- (2) 買取料金、その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

### 4. 本約款の変更

当社は、次のいずれかに該当する場合、本約款を変更することができます。この場合、契約期間満了前であっても、買取料金その他の供給条件は、変更後の「家庭用太陽光発電からの電力買取に関する約款」によります。

- (ア)託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、この本約款の変更が必要な場合
- (イ)法令、条例、規制等の制定または改廃により、本約款の変更が必要な場合
- (ウ)消費税及び地方消費税の税率が変更された場合
- (エ)電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの変更により、本約款の変更が必要な場合
- (オ)電力広域的運営推進機関の業務規程または送配電等業務指針の変更により、本約款の変更が必要な場合
- (カ)その他当社が必要と判断した場合

なお、当社が本約款を変更する場合には、その効力発生日を定めたうえで、当社のホームページへの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにあらかじめお知らせいたします。

### 5. 実施細目等本約款の実施上必要な細目的事項や本約款に定めのない特別な事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約

### 6. 買取契約の要件

お客さまが当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 当該発電設備が発電した電気が有する非化石価値が当社に帰属することを承諾していただくこと。
- (2) 所轄の送配電事業者との接続契約を締結していること。

- (3) 所轄の送配電事業者からの給電指令に従うこと。
- (4) 託送供給等約款におけるお客さま(発電者)に関する事項について、遵守すること。
- (5) 電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件、所轄の送配電事業者との系統連系に関する運用申し合わせ事項及び系統連系に係る設備設計のほか、監督官庁、業界団体または所轄の送配電事業者が定める系統連系に關係する業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守すること。
- (6) 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電BGに属していただくこと。
- (7) 原則として、所轄の送配電事業者の電力量計により、買電量が計量できること。
- (8) 電力買取の実施に際し、配線工事等の別途工事を行う場合等の当該工事に係る費用はお客さまにご負担いただくことを承諾していただくこと。
- (9) 当社が一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、系統連系受電契約を締結すること。
- (10) お客さまが新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、契約の締結または変更について、当社に対して申し出ること。
- (11) 一般送配電事業者がお客さまとの系統連系受電契約を解約する場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更することを承諾していただくこと。
- (12) お客さまが系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾していただくこと。
- (13) お客さまは、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金の支払い業務を当社に委託すること。

## 7. 買取契約の申込み

お客さまが、新たに当社との受給契約を希望される場合は、予め本約款等を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

- (1) お客さま(発電者)の名称及び連絡先等
- (2) 発電場所
- (3) 受電地点特定番号
- (4) 発電出力
- (5) 設備ID
- (6) 当該発電設備の概要
- (7) 買取開始希望日
- (8) その他当社が必要と判断した事項

## 8. 買取契約の成立及び契約期間

- (1) 買取契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) 契約期間は、原則として買取契約が成立した日から、1年間といたします。  
また、契約期間満了の1ヶ月前までに、契約終了または変更等に係る別段の双方の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに、ご契約期間満了日で有効な約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。
- (3) 当社は、お客さまの買取契約の申込みを承諾したときには、お客さまとの協議により買取開始日を定め、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始いたします。

## 9. 電気方式または標準周波数等

電気方式、標準周波数、標準電圧、責任分界点及び財産分界点は、お客さま(発電者)と所轄の送配電事業者との接続契約と同一といたします。

## 10. 買取契約の単位

当社は、原則として1発電場所につき1買取契約を結びます。

## 11. 買取の開始

(1)当社は、お客さまの買取契約の申込みを承諾したときには、お客さまとの協議により買取開始日を定め、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始いたします。なお、買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日といたします。

(2)当社は、所轄の送配電事業者に起因する事由、天候、用地交渉、停電交渉、その他のやむを得ない理由によって、予め定めた買取開始日に電気を買取できないことがあります。そのような場合には、あらためてお客さま及び所轄の送配電事業者と協議のうえ、買取開始日を定めて電気を買取りいたします。

## 12. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電設備の供給設備の状況、お客さまの発電設備の状況や債務の支払状況、その他当社所定の審査によって、買取契約の申込の全部または一部をお断りすることがあります。

## III 買取料金の計算及び支払い

### 13. 買取料金

買取料金は、買取料金の算定期間を「3ヵ月」として、当月の買取電力量に、<別表>に記す買取電力量料金単価を乗じて得た金額といたします。なお、買取電力量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

### 14. 料金の適用開始の時期

買取料金は買取開始日から適用します。

### 15. 料金の算定期間

(1)買取料金の算定期間は、前月の検針日から翌々月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2)記録型計量器により計量する場合で、所轄の送配電事業者があらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせしたときは、買取料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

## 16. 買取電力量の計量

- (1) 買取電力量は、所轄の送配電事業者の受電用電力量計により計量するものといたします。
- (2) 受電用電力量計は、原則として所轄の送配電事業者の所有とし、所轄の送配電事業者が取り付けるものといたします。
- (3) 受電用電力量計の検針は、毎月、原則として検針日に所轄の送配電事業者が行なうものといたします。なお、当社は当該検針の結果を所轄の送配電事業者から受領いたします。
- (4) 受電用電力量計に故障が生じたときは、お客さまは、すみやかに所轄の送配電事業者にその旨を連絡するものとし、その故障期間内の買取電力量は、お客さまと当社との協議をふまえ、当社と所轄の送配電事業者との協議によって決定するものといたします。

## 17. 買取料金の支払条件等

買取料金の支払方法及び支払期日は<別表>に定めるとおりといたします。

## 18. 発電側課金制度の料金その他の支払方法

当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金をお客さまから受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、お客さまに代わり一般送配電事業者に引き渡す業務を受託いたします。

また、当該業務は、お客さまが直接一般送配電事業者に支払う事項に該当した場合を除き、当社がお客さまから無償で受託いたします。お客さまの発電側課金制度の料金についてはその都度、お客さまから当社に支払いを行っていただきます。支払われた料金についてはその都度、当社から一般送配電事業者に支払いを行います。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み当によりお客さまから一般送配電事業者へ支払っていただきます。

- ・お客さまが料金を支払期日までに当社に支払われない場合
- ・お客さまの料金が当社とお客さまとの間の電力供給に関する契約に係る料金を上回る場合で、当社とお客さま、および当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき
- ・その他一般送配電事業者が必要と認めた場合

## IV 電力買取

## 19. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの買取契約が電力買取の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに買取契約を適正なものに変更していただきます。

## 20. 電力買取にともなうお客さまの協力

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから当該発電設備の発電記録等を無償で提供していただきます。
- (2) 受電用電力量計の検針、修理、交換または検査等のために、所轄の送配電事業者が発電場所に立ち入ることができるものとし、お客さまは正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。
- (3) 所轄の送配電事業者の供給設備または発電場所内の所轄の送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査等を行なう場合、所轄の送配電事業者または送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内に立ち入ることができるものとし、お客さまは正当な理由が

ない限り、当該事項について承諾をしていただきます。

(4) 次の場合には、その旨をお客さまからすみやかに所轄の送配電事業者に通知していただきます。

ア. 発電場所内の引込線等の所轄の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

イ. お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが所轄の送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(5) お客様が、所轄の送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合及び物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が所轄の送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を所轄の送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、所轄の送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

## 21. 電力買取の停止または制限もしくは中止

(1) お客様が次のいずれかに該当し、これにより所轄の送配電事業者の託送供給等が停止した場合、当社は電力買取を停止することがあります。

ア. お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

イ. お客様の発電場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷しまたは亡失して、当社または所轄の送配電事業所に重大な損害を与えた場合

ウ. 託送供給等約款の定めに反して、所轄の送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行なった場合

エ. 電気工作物の改変等によって不正に所轄の送配電事業者の電線路を使用され、または電気を使用された場合

オ. その他託送供給等約款に反した場合

(2) お客様が次のいずれかに該当し、これにより所轄の送配電事業者の託送供給等が制限もしくは中止された場合、当社は電力買取を制限または中止することがあります。

ア. 所轄の送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

イ. 所轄の送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ウ. 非常変災の場合

エ. その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) お客様が当社と電気需給契約を締結している場合で電気需給契約に基づき当社が電気の供給を停止した場合、当社は電力買取を停止することがあります。

## 22. 買取停止の解除

「20. (電力買取の停止または制限もしくは中止)」によって電力買取を停止した場合で、その理由となつた事実が解消したときには、当社は速やかに電力買取を再開します。

## 23. 損害賠償等

(1) お客様が電力買取にともない、当社または第三者に対し、お客様の責めとなる理由により損害を与えたときは、お客様は賠償の責めを負うものといたします。

(2) 買取開始日の遅延または「20. (電力買取の停止または制限もしくは中止)」によって電力買取を停止し、または制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3)当該発電設備の電圧上昇制御機能等の動作等、当社の責めとならない理由によって買取電力量が減少した場合には、当社は、その減少した買取電力量について補償の責めを負いません。
- (4)その他、当社の責めとならない理由により生じたお客さまの損害については、当社は、賠償の責めを負いません。

## V 買取契約の変更及び終了

### 24. 買取契約の変更

- (1)お客さまが、当該発電設備の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合には、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
- (2)お客さまが買取契約の変更を希望される場合には、II(契約)に定める新たに買取契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (3)相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまでの買取契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力買取を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (4)当社は、お客様が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申出いたします。

### 25. 買取契約の終了

- (1)お客さまが買取契約を終了しようとされる場合は、予めその希望する終了希望期日を定めて、当社に通知していただきます。
- ア. 当社または所轄の送配電事業者は、お客さまの発電設備または所轄の送配電事業者の供給設備において、電力買取を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- イ. 当社との買取契約を終了させ、他の小売電気事業者との買取契約に変更する場合の廃止日は、お客さまが新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者の買取開始日と同一の日とします。
- (2)買取契約は、「25. (解約等)」及び次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に消滅します。
- ア. 当社がお客さまの廃止通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に買取契約が終了したものとします。
- イ. 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます)により、お客さまが通知した終了期日に買取を終了させるための処置ができない場合は、買取契約は買取を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

### 26. 解約等

- (1)「20. (電力買取の停止または制限もしくは中止)」によって電力買取を停止されたお客さまが、当社または所轄の送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は買取契約をお客さまに対する通知により解約することができます。
- (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は買取契約を解約することができます。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- ア. お客さまが、本約款またはほかの買取契約(すでに終了しているものを含みます)によって支払

いを要することとなった債務を支払われない場合

イ. 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等「18. (適正契約の保持)」によつて買取契約が不適正と認められる場合で、お客さまが当社の定めた期日までに必要となる手続きを行なわない場合または適正な契約変更に応じない場合

ウ. その他本約款に規定された措置を講じていただけない場合、または本約款に反した場合

(3) お客さまが、「24(買取契約の終了)」(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取をなされていないことが明らかな場合には、当社または所轄の送配電事業者が電力買取を終了させるための処置を行つた日に買取契約は終了するものとします。

(4) 急激な需給変化により、当事業に支障をきたす可能性が出た場合には、当社から告知をもつて解約させて頂きます。

## 27. 買取契約終了後の債権債務関係

買取契約期間中の買取料金その他の債権債務は、買取契約の終了によっては消滅しません。

## VI 工事費負担金等相当額

### 28. 工事費負担金等相当額

電力買取の開始または買取契約の変更等にともない所轄の送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、所轄の送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額(以下、「工事費負担金等相当額」といいます。)をお客さまから申し受けます。

### 29. 工事費負担金等相当額の申受け及び精算

当社は、工事費負担金等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款にもとづき当社と所轄の送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、お客さまとすみやかに工事費負担金相当額を精算するものといたします。

## VII その他

### 30. 守秘義務

お客さまは、買取契約の締結により知り得た当社の秘密情報を、厳に秘密として保持し、第三者に対して開示、または漏洩してはならないものとします。

### 31. お客さまに係る個人情報の利用

(1) 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、当該発電設備の情報(お客さまを識別できる情報をいいます。以下「お客さまに係る個人情報」といいます。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

(2) 当社はお客さまに係る個人情報について、今後の電気供給業務その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。

(3) 前項の定めによるほか、当社はお客さまに係る個人情報について、「個人情報保護更新」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供

する場合があります。

### 32. 反社会的勢力の排除

(1) お客さまには、買取契約の締結時点及び将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

ア. 暴力団員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)

イ. 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)

ウ. 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)

エ. 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

オ. 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

カ. 特殊知能暴力集団等(イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)

キ. その他前各号に準ずる者

(2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、お客様の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取契約を解約いたします。

### 33. 管轄裁判所

お客さまとの買取契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

本約款は2024年4月1日より実施するものとします。

### 「家庭用太陽光発電からの電力買取に関する約款」の<別表>

#### 1. 適用地域及び買取料金単価

(1) 適用地域は、京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県(赤穂市福浦を除く)、奈良県、和歌山県、とする。

(2) 前項の買取単価は13円とする

(3) 同条のうち、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は適用地域外です。

・買取料金単価には消費税相当額及び非化石価値を含みます。

#### 2. 買取料金の支払方法及び支払期日

- (1)当社は、3ヶ月毎(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月)に締めた買取料金を、その期間の翌々月末払いにて、お客様の指定する金融機関の指定口座に一括して振り込むことにより支払うものとします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。
- (2)前項の買取金額が10,000円に満たない場合には、次回の振込み日に合算してお支払いします。
- (3)所轄の送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払期日での支払いができない場合、当該買取料金は次の支払期日までに支払うものといたします。